

5 用語の解説

※50音順

用 語	解 説
悪性新生物	細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍のこと。がん、悪性腫瘍とも言う。
アルコール依存症	精神疾患の一つで、大量のお酒を長期にわたって飲み続けることにより、お酒がないといられなくなる状態。
いい歯の日	「8020運動」の一環として、平成5（1993）年に「いいは（118）」の語呂合わせで11月8日を「いい歯の日」として厚生省（現：厚生労働省）と日本歯科医師会が定めた。
茨城いのちの電話	（社福）茨城いのちの電話が実施している、「心に悩みを抱えている方」のための電話相談窓口の名称。 <ul style="list-style-type: none"> ・つくば 029-855-1000（毎日24時間） ・水戸 029-350-1000（毎日24時間） ・フリーダイヤル0120-783-556（毎月10日 8時から翌日 8時まで）
いばらき美味しおスタイル指定店	県が指定する、提供する調理に対して減塩等に取り組んでいる飲食店等の店舗のこと。1献立あたりの食塩相当量3g以下のメニューがあることが指定要件。
いばらき美味しおDay	「減塩であっても料理は美味しくできる」ことを広く周知し、日頃から減塩に取り組む減塩の日として制定。毎月20日（40（しお）を半分に減らす、が由来）。
（公財）茨城カウンセリングセンター	労働者やその家族など、広く県民の「心の悩み」に関するカウンセリングに応じてくれるメンタルヘルスの専門機関。
茨城県がん検診受診率向上企業連携プロジェクト	平成21（2009）年度から開始している県が企業や団体と協定を締結し、連携してがん検診受診率の向上に向けた啓発活動を実施するプロジェクト。
茨城県がん検診推進強化月間	がん検診の受診促進及び参療の意識を高めるため、10月を「茨城県がん検診推進強化月間」と定め、関係機関が連携して集中的に普及啓発を実施する月間。
茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例	平成27（2015）年に議員提案により制定され、がん対策についての基本的事項や県、市町村、県民を含めた関係者の役割を規定している。「参療」は「県民自らが、がん医療に主体的に参画すること」を意味する。
いばらき元気ウォークの日	県民の運動習慣の定着に向けウォーキング等の運動を推奨する日として毎月第一日曜日を「いばらき元気ウォークの日」と制定した。
茨城県救急電話相談	急な病気やケガで救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診した方が良いのかといった判断に迷った際に、24時間365日、看護師等の専門家から電話でアドバイスを受けることができる相談窓口。 ○おとな救急電話相談（15歳以上） <プッシュ回線の固定電話、携帯電話から> #7119 <そのほかの電話から> 050-5445-2856 ○子ども救急電話相談（15歳未満） <プッシュ回線の固定電話、携帯電話から> #8000 <そのほかの電話から> 050-5445-2856
茨城県健康研究	地域の健康課題を明らかにし、県や市町村等での健康づくりや生活習慣病予防のための施策の立案等に活用することで県民の健康づくりを支援することを目的に実施している研究事業。
茨城県口腔保健支援センター	市町村・関係機関・団体等へ歯科口腔保健に関する情報提供及び事業実施への支援を行うとともに、県民に対し歯科口腔保健に関する普及啓発を図ることにより、県民の歯科口腔保健を推進することを目的として設置された。

用語	解説
(公社)茨城県歯科医師会 口腔センター水戸／(公社) 茨城県歯科医師会口腔セン ター土浦	(公社)茨城県歯科医師会が開設している、地域の歯科医療機関では対応が困難な障害のある方などの歯科診療を行う診療所。
茨城県市町村別健康指標	老人保健法に基づき市町村が実施した基本健康診査(平成19(2007)年度まで)のデータ、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて市町村国民健康保険が実施した特定健康診査(平成20(2008)年度から)のデータ及び人口動態統計等を集計し、市町村別に比較可能な指標にして毎年公表している報告書。
茨城県食の安全・安心推進条 例	食の安全・安心の確保に関し基本理念を定め、県民の生命及び健康の保護並びに安全かつ安心して消費できる食品の生産及び供給に寄与することを目的として、平成21(2009)年6月に制定された。残留農薬基準等に違反した農林水産物の出荷等の禁止、食品等輸入届出制度、施策の提案制度について規定されている。
茨城県スポーツリーダーバン ク	県民のスポーツ・レクリエーション活動の普及、発展を図るため、有能なスポーツ活動指導者の登録を行い、「地域や職場のスポーツ団体、学校」等の要請に応じて、適切な指導者を紹介する人材バンク。
茨城県糖尿病性腎症重症化予 防プログラム	糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等(糖尿病性腎臓病)で通院する患者のうち、リスクの高い者に対して、県内の各保険者が医療機関と連携して保健指導を行うことにより、糖尿病性腎症等の増悪を防ぎ、人工透析への移行を防止することを目的に策定したプログラム。
茨城県保険者協議会	県内の医療保険者が連携・協力して保健事業等を展開することにより、被保険者等の健康の保持・増進とともに、保険者の円滑な事業運営に資することを目的として設立された協議会のこと。茨城県国民健康保険団体連合会が事務局。
茨城県みどりの食料システム 基本計画	「環境と調和のとれた食料システムの環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(みどりの食料システム法)に基づき、茨城県における環境と調和した農林漁業の実現を目指し、県と県内44市町村が共同で定めた計画。
茨城県よい歯の学校表彰	茨城県教育委員会及び茨城県歯科医師会の共催により、歯と口の健康づくりを積極的に展開している学校を表彰するもの。
いばらきこころのホットライ ン	県が実施している、「心に悩みを抱えている方」のための電話相談窓口の名称。 ・平日：029-244-0556 9:00～12:00、13:00～16:00 〔祝祭日及び12月29日～1月3日を除く毎日〕 ・土日：0120-236-556 9:00～12:00、13:00～16:00 〔12月29日～1月3日を除く〕
いばらきねりん文化祭	県が開催する高齢者及び児童を対象とした美術展。高齢者の芸術活動を促すとともに、子どもたちが祖父母をモデルとして描いた絵の展示を通して、世代間の交流を深め、生きがいや健康づくりを増進し、明るく活力のある長寿社会の増進を図ることを目的に開催される。
茨城をたべよう	茨城のおいしい食材の魅力をみんなで広く発信する合言葉。県では、新鮮で安全な農林水産物やそれらを使った加工品等の消費拡大及び認知度向上のため、広く県内外にその魅力を発信している。
インセンティブ	動機づけのことで、外部から刺激を与えることにより、人の意欲を掻き立て、行動を促すことを指す。
運動習慣	運動習慣は頻度、時間、強度、期間の4要素から定義されるが、健康日本21では、「1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者」を運動習慣のある者と定義している。
栄養成分表示	食品表示基準に基づく、食品の栄養成分の量及び熱量の表示。

用語	解説
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動。
街頭くすりの相談所	「薬と健康の週間」に県と(公社)茨城県薬剤師会の共催により実施している、医薬品等の適正使用に関する啓発イベントの会場に開設する相談所のこと。
かかりつけ医	主に地域の診療所や医院で、患者の初期症状の治療や、家族ぐるみの日常的な健康管理にあたっている医師のこと。いわゆるホームドクターで、家族の健康問題等を的確に把握し、必要な時に適切な指示をしてくれる。
かかりつけ歯科医	口腔内に問題が生じた場合に、歯科保健医療に関する正確な情報が入手でき、かつ、その情報に基づき適切に治療や相談等が受けられる歯科医師のこと。また、かかりつけ歯科医は住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応、切れ目ない提供体制の確保、他職種との連携を実現することが求められる。
かかりつけ薬局 かかりつけ薬剤師	薬に関するあらゆる相談に応じ、情報提供してくれる薬局・薬剤師のこと。「かかりつけ医」が普段の健康管理や万が一病気になったときの心強い味方だとすれば、薬局・薬剤師は薬の面から健康管理のサポートをしてくれる。一つの薬局を「かかりつけ薬局」として、すべての処方方をその薬局で調剤してもらうと、その薬局では、薬歴簿を作成してその人の薬歴を管理していくことになる。さらに、かかりつけ薬剤師を指名すれば、薬の飲み残しや重複、副作用がないかなどを継続的にチェックしてもらえらる。
噛むかむレシピコンテスト	8020・6424運動の一環として、よく噛むことの大切さを普及し、歯科保健からの食育を推進するため、(公社)茨城県歯科医師会が実施するコンテスト。
通いの場	地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいつくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所で、地域の介護予防の拠点となる場所のこと。
がん検診推進サポーター	がん検診受診率向上企業連携プロジェクトにより、県と協定を締結した企業等で県民へのがん検診受診に係る啓発活動を推進する者。県や企業等が実施する養成研修を受講した者が登録されている。
がん相談支援センター	がん診療連携拠点病院等に設置されているがんに関する相談窓口で、がん患者やその家族などからのがんに関する様々な相談に対応している。
がん予防推進員	地域において、がん予防に有効な知識やがん検診の重要性について普及啓発を行う者。
休養	休養は疲労やストレスと関連があり、2つの側面がある。休むとは、心身の疲労を癒して、元気な状態に回復させることで、養うとは、英気を養い身体的・精神的・社会的な面で健康になることを指す。
共食	一緒に食卓を囲んで、共に食べること。食事のマナー、栄養バランスを考えて食べる習慣の定着や食べ物や食文化を大事にする気持ちなどを育む効果が期待される。対照的な名称として、一人で食事をする「孤食」や、同じ食卓に集まっても、それぞれ別々のものを食べる「個食」などがある。
郷土料理	地域に根付いた産物を使い、その地域独自の調理方法で作られ、地域で広く伝承されている地域固有の料理。
禁煙外来	たばこをやめたい人を対象に禁煙治療を行う専門外来のこと。施設基準を満たした施設で、患者基準を満たす患者が禁煙治療を行うと健康保険が適用される。
薬と健康の週間	昭和24(1949)年に「全国薬学週間」が開催されたことを契機として、昭和53(1978)年から「薬祖神祭の日」である10月17日から10月23日の1週間を「薬と健康の週間」とし、医薬品を正しく使用することの大切さや、そのために薬剤師が果たす役割の大切さについて啓発を行う週間。
くすりの相談室	県民からの医薬品等に関する相談・質問に対応するため、県が昭和61(1986)年度から(公社)茨城県薬剤師会に委託し実施する相談事業。

用語	解説
ゲートキーパー	自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る人のこと。
血糖値	血糖値は、血液に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のこと。食事の炭水化物などが消化吸収されブドウ糖となり血液に入ること、血糖値は健康な人でも食前と食後で変化する。通常であれば食前の値は約70～100mg/dlの範囲。血糖値が高いまま下がらない状態が続くことを高血糖と呼び、この状態が長く続くと血管が傷ついて動脈硬化を引き起こし、糖尿病など様々な病気を発症する危険が高まる。
元気シニアバンク	高齢者の方が長年にわたって培った豊富な知識・経験・技能を、地域のさまざまなニーズに積極的に活用して、地域貢献を進めるとともに、高齢者の社会参加活動を通じた生きがいと健康づくりのために設置された人材バンクのこと。
健康経営	従業員等の健康保持・増進の取り組みが、将来的に企業の収益性等を高める投資であるとの考えのもと、従業員等の健康管理を経営的な視点から考え戦略的に取り組むこと。
健康サポート薬局	かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、市販薬や健康食品に関することはもちろん、介護や食事・栄養摂取に関することまで気軽に相談できる薬局のこと。
県公式健康推進アプリ	県民が取り組む健康づくり活動を推進することを目的として開発されたスマートフォン用アプリ「元気アップ！りいばらき」。アプリを通して取り組んだウォーキングやランニング、健診受診などの健康づくりの活動に対し、取組に応じた数のポイントが付与され、アプリ利用者は、貯めたポイントを使用し、アプリ内で実施される各種景品抽選イベントへ参加することができる。
健康増進法	「国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図る」ことを目的に2002（平成14）年に公布された法律で、健康づくりに取り組むことを国民の責務としている。健康いばらき21プランは本法に基づき策定された法定計画。
健康日本21	健康増進や疾病の発症予防である一次予防に重点を置き、21世紀の日本をすべての人々が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質（QOL）の向上を目的に、平成12（2000）年から開始された国民健康づくり運動のこと。また、平成15（2003）年には健康日本21を中核とする国民の健康づくりを更に推進するために、健康増進法が施行された。
口腔機能	咀嚼（そしゃく：かみ砕く）、嚥下（えんげ：飲み込む）、発音、唾液の分泌などに関わり、食べることやコミュニケーションに関する重要な役割を果たす。口腔機能が低下すると、食物の種類が制限され免疫力が低下することや、食事や会話に支障をきたすため人との付き合いが少なくなり活動が不活発になることが危惧される。
誤嚥（ごえん）	何らかの理由で、食物などが誤って喉頭と気管に入ってしまう状態で、肺炎の原因にもなる。原因は、嚥下反射の障害、飲み込む力の弱さなどがある。神経や筋肉の病気の初期症状や、のどの腫瘍が原因になることもある。
国民医療費	国民が1年間に医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したもの。この費用には、医科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれるが、正常な妊娠・分娩（ぶんべん）、健康診断、予防接種、市販薬などは含まれない。
骨粗鬆症	骨の量（骨量）が減って骨が弱くなり、骨折しやすくなる病気。主な原因は女性ホルモンの減少や加齢のほか、栄養バランスの偏りや遺伝、生活習慣なども関係する。

用語	解説
子ども食堂	無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供する、地域に密着したコミュニティの場。実施主体は、市民ボランティアで組織される任意団体のほか、NPO法人や民間企業など多様であり、実施形態も運営団体によって様々である。
子どもの貧困対策に関する計画	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条において、策定に努めることと規定されている計画のこと。
在宅歯科医療連携室	県民や医療・介護の関係機関からの相談を受けるとともに、在宅歯科医療を実施する歯科診療所の紹介を行う機関。平成24（2012）年1月に県歯科医師会館内に設置された。 TEL：029-215-2176（月曜日～金曜日9：00～17：00、祝日・年末年始を除く）
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う市町村事業。病院、診療所、助産所等での短期入所（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型、居宅訪問（アウトリーチ）型がある。
シーラント	奥歯の溝をシーラント剤で物理的に封鎖することに加え、シーラント剤の中に含まれるフッ化物が再石灰化作用を促進するむし歯予防法である。フッ化物応用との併用によってむし歯予防効果はさらに増加する。
歯科口腔保健の推進に関する法律	平成23（2011）年8月に制定された、歯科口腔保健に係る施策の基本理念、国・地方公共団体等の責務などが定められた法律。県に歯科口腔保健に関する基本的事項（計画）の策定を求めている。
自殺対策強化月間	自殺対策基本法では、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定め、国及び地方公共団体は、普及啓発活動を広く展開している。
自殺予防週間	自殺対策基本法では、毎年9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と定め、国及び地方公共団体は、普及啓発活動を広く展開している。
脂質異常症	血液中の脂質の値が基準値から外れた状態のこと。LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド（中性脂肪）の血中濃度の異常があり、いずれも動脈硬化の促進と関連している。
次世代医療基盤法	「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」のことで、医療分野の研究開発に資することを目的に、医療機関等（医療情報取扱事業者）から医療情報の提供を受けて、認定匿名加工医療情報作成事業者が匿名加工医療情報を作成し、利活用者（匿名加工医療情報取扱事業者）に提供することで、医療の質の向上、新薬や医療機器の開発等に資する仕組みとして導入された制度。
受動喫煙	人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。なお、喫煙とは、人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む）を発生させること。
循環器疾患予防月間	心疾患や脳血管疾患などの循環器疾患による本県の死亡率（年齢調整死亡率）が全国平均を上回っていることから、県独自に9月を「循環器疾患予防月間」と定め、関係機関が連携して集中的に普及啓発を実施している。
生涯スポーツ指導員	地域スポーツ事業の企画・立案や地域スポーツクラブの運営等に関する指導、助言を行い、地域スポーツの振興を担う人材。
食育月間	平成18（2006）年に決定された「食育推進基本計画」の中で、国、地方公共団体及び関係団体などが協力して食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図るため毎月6月を「食育月間」と定めた。
食育推進ボランティア	食育の推進は、国民一人一人の食生活に直接関わる取組であることから、これを国民に適切に浸透させていくために、国民の生活に密着した活動を行っているボランティア。
食育の日	平成18（2006）年に決定された「食育推進基本計画」の中で、一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するための日として毎月19日を「食育の日」と定めた。

用 語	解 説
食環境	国民がより良い食品を選択し、健康を維持・増進していくためには、安全で健康的な食物が身近にある健全な食生活を送るための環境づくりが必要となり、これを「食環境づくり（食環境整備）」としている。適切な情報を入手できる食物へのアクセス、情報へのアクセスまたはこれら2つを統合したアプローチを指す。
食生活改善推進員	「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、生活習慣病予防のためのバランスのとれた食事の普及啓発や、幅広い世代への食育など、地域住民の健康づくりを推進する活動を行っているボランティア。
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。
シルバーリハビリ体操	茨城県立医療大学付属病院の大田仁史名誉院長が考案した「いきいきヘルス体操」（関節の拘縮予防や日常生活動作の訓練のための体操）と「いきいきヘルスいっぱい体操」（筋力と柔軟性を高める体操）等の総称。特別な器具を使わずに、いつでもどこでも一人でもできる等の特徴がある。
心血管疾患	心臓・血管などの循環器の疾患。冠動脈系に異常を生じる狭心症や心筋梗塞などの虚血性心疾患、心臓にある弁の機能障害である心臓弁膜症などのほか、不整脈や大動脈瘤などが含まれる。
身体活動・運動	「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」で推奨している身体活動・運動の定義は以下のとおり。 (1)「身体活動」：安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する、骨格筋の収縮を伴う全ての活動 (2)「生活活動」：身体活動の一部で、日常生活における家事・労働・通勤・通学などに伴う活動 (3)「運動」：身体活動の一部で、スポーツやフィットネスなどの、健康・体力の維持・増進を目的として計画的・定期的を実施する活動 (4)「座位行動」：座ったり寝転んだりして過ごすこと（例えば、デスクワークやテレビやスマートフォン等を見ること、車屋電車・バス移動で座っているなどの行動）
睡眠時無呼吸症候群	睡眠中に無呼吸を繰り返す病気の総称。
睡眠障害	睡眠に関連した多種多様な病気の総称。睡眠が障害されると日中の活動へ支障をきたし、心身の健康に影響する。大きく分類すると、不眠症・過眠症・睡眠時随伴症がある。
生活習慣病	食事や運動、休養、飲酒、喫煙などの生活習慣が深く関与し、それらが発症の要因となる疾患の総称。日本人の死因の上位を占める、がんや心臓病、脳卒中は、生活習慣病に含まれる。
生活の質（QOL）	生活の質を表すQOLは「Quality Of Life（クオリティ・オブ・ライフ）」の略称。肉体的、精神的、社会的、経済的の全てを含めた生活の質を意味し、生活や人生が豊かであるという指標となる概念のこと。
青少年の健全育成に協力する店	「青少年の健全育成等に関する条例」の普及啓発を目的として、県及び公益社団法人茨城県青少年育成協会、茨城県青少年相談員連絡協議会（いばらき子ども見守りネットワーク）などの青少年育成団体が推進する店舗登録制度。制度趣旨に賛同し、登録した店舗は、協力店である旨の標示を行いながら青少年の健全育成等に関する条例等についての周知・啓発を行う。
(検診の) 精度管理	がん検診を有効かつ効率的に行うため、検診の方法などについて点検し評価すること。その指標として、要精密検査率、精密検査受診率、がん発見率、陽性反応の中度（要精密検査者のうち、がんであった者の割合）などのデータを用いる。これらの指標を制度管理指標という。

用語	解説
世界禁煙デー・禁煙週間	世界禁煙デーは5月31日で、世界保健機関（WHO）が平成元（1989）年に定めたもの。禁煙週間は世界禁煙デーに始まる一週間で、厚生労働省が平成4（1992）年に定めたもの。
摂食嚥下	食べ物を認識し、咀嚼し、嚥下する一連の動きのこと。先行期（目で見て食べ物を認識する）、準備期（その食べ物を口から入れ咀嚼する）、口腔期（舌や頬を使い食べ物を口の奥からのどへ送る）、咽頭期（脳にある嚥下中枢からの指令で、食べ物を食道へ送る）、食道期（食べ物を胃へ送り込む）に分かれる。摂食嚥下障害とは、その5つの段階のどこかで障害されること。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、 (1) 子どもから高齢者まで（多世代） (2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多目的） (3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向） という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されている。
総合がん対策推進計画	がん対策基本法に基づき、総合的・計画的ながん対策の推進を図るため、国はがん対策推進基本計画を策定している。このがん対策推進基本計画をベースに、各都道府県におけるがん医療の現状等を踏まえて、都道府県がん対策推進計画が策定されている。本県では、「茨城県総合がん対策推進計画」として、第五次計画(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)を策定した。
胎児性アルコール症候群	妊娠中の習慣的なアルコール摂取によって胎児に影響が及び、その結果生まれてくる子どもに見られる発達障害や行動障害、学習障害などの障害のこと。FAS (Fetal Alcohol Syndrome) とも呼ばれる。
堆肥コーディネーター	畜産農家と耕種農家における堆肥のマッチング支援や良質堆肥の生産・利用技術の普及指導等の活動を通して、良質堆肥の利用促進を図る専門者。
地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的に設置される協議会のこと。各保健事業者や関係機関等が構成員となっている。
地域リハ・ステーション	高齢者や障害者の寝たきりを予防し、地域社会で自立した生活が送れるよう、地域の病院や診療所、訪問看護ステーション、老人保健施設などのリハビリ関係機関と連携協力し、患者の円滑な転院・在宅復帰・訪問リハビリなどを支援する施設。県が中心施設を指定している。
地域連携薬局	入退院時や在宅医療への対応時に他医療提供施設と連携して対応できる薬局であり、各地域の薬局の中心的存在としての役割を担う。
地産地消	地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組のこと。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながる効果が期待される。
つくば霞ヶ浦りんりんロード	旧筑波鉄道の廃線敷と霞ヶ浦を周回する湖岸道路を合わせた全長約180kmのサイクリングコース。
低出生体重児	出生時の体重が2,500グラム未満の新生児のこと。神経学的・身体的合併症の他、将来、糖尿病や高血圧等の生活習慣病を発症しやすいとの報告がある。妊娠期の母親のやせ、低栄養、喫煙等が原因とされている。
適塩	食塩を一人一人に適した摂取量に合わせて摂取すること。

用語	解説
糖尿病	インスリンというホルモンの不足や作用低下が原因で、血糖値の上昇を抑える働き（耐糖能）が低下してしまうことにより、高血糖が慢性的に続く病気。自覚症状のないままに重篤な合併症が進展することで、糖尿病網膜症・糖尿病性腎症・神経障害の三大合併症のほか、動脈硬化の進行による心臓病や脳卒中の発症リスクも高まる。
糖尿病性腎症	糖尿病の合併症で腎臓の機能が低下した症状。糖尿病により高血糖の状態が長く持続すると、組織のたんぱく質に血液中のブドウ糖が結合した物質が増え、全身の小さな血管を傷めつけ血管が詰まったり破れたりする。腎臓の濾過装置である糸球体は細い血管が多いためこれが起こりやすく、その結果腎機能が低下したものを糖尿病性腎症と呼ぶ。
(茨城県) 糖尿病登録医制度	茨城県医師会と連携し、地域における糖尿病診療の窓口として糖尿病治療の標準化及び円滑な医療連携を目指し、一定の研修を受講した医師（糖尿病診療に関心のある糖尿病専門医以外のかかりつけ医）を認定する制度。
糖尿病網膜症	糖尿病の合併症のひとつで、目の網膜に起さる障害。進行すると失明に至る。高血糖の状態が長く持続すると、目の網膜に広がっている毛細血管が傷害され、やがては失明する。
動脈硬化性疾患	動脈が肥厚し硬化した状態を動脈硬化といい、これによって引き起こされる様々な病態。脂質異常症（従来の高脂血症）や糖尿病、高血圧、喫煙などの危険因子により生じると考えられ、最終的には動脈の血流が遮断されて、酸素や栄養が重要組織に到達できなくなる結果、脳梗塞や心筋梗塞などの原因となる。
中食	コンビニやスーパー等の調理・加工済の料理を持ち帰って食べること。家の外で食事を摂る「外食」や家の中で調理した食事を摂る「内食」と対照して用いられる。
ニュースポーツ	20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ。既存のスポーツのルールや道具を簡単にし、上手下手、強い弱い、早い遅いに関係なく、中高年者でも気軽にでき、かつ適度の運動量があり、しかも楽しむことができるようにしたスポーツなどが含まれる。 グラウンドゴルフ、ディスクゴルフ、ペタンク、ユニカールなど。
乳幼児突然死症候群	赤ちゃんが事故や窒息などのはっきりした理由もなく、突然亡くなってしまうこと。SIDS (Sudden Infant Death Syndrome)とも呼ばれ、たばこが危険因子の一つと考えられている。
年齢調整死亡率	年齢構成の異なる集団について死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率のこと。
脳血管疾患	脳の血管が詰まる「脳梗塞」と、脳の血管が切れる「脳内出血」と「くも膜下出血」を脳卒中といい、これらに代表される脳の病気の総称。
脳卒中	脳血管疾患のうち、脳の血管が閉塞する脳梗塞、脳の内部に出血する脳出血、脳の表面に出血するくも膜下出血の総称
歯間部清掃用具	歯ブラシではみがくのが難しい歯と歯の間の清掃をするための補助道具である歯間ブラシやデンタルフロス。
8020・6424運動 (はちまるにいまる・ろくよんにいよん うんどう)	80歳で20本以上の自分の歯を保つ、64歳で24本以上の自分の歯を保つという意味の県民運動。県の歯科保健目標は「8020・6424」である。
8020・6424運動推進期間	8020・6424運動に関する県民の理解と意識の高揚を図るため、毎年11月8日から同月21日までを8020・6424運動推進期間と定めている。「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」第12条で定められている。

用語	解説
歯と口の健康週間	歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発し、歯科疾患の予防に適切な週間の定着、早期発見及び早期治療により歯の寿命を延ばし、国民の健康の保持増進に寄与することを目的に、厚生省（現：厚生労働省）文部省（現：文部科学省）及び日本歯科医師会が6月4日から6月10日を「歯と口の健康週間」と定めた。
常陸国ロングトレイル	茨城県北6市町に点在する、山・海・川・滝などの自然の景勝地からぬくもりある里山、歴史的遺構など、魅力ある地域資源をひとつなぎにしたトレイル。総延長約320kmを目指しており、令和5（2023）年度末時点で約219kmのコースが開通している。
フードバンク	生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
フッ化物配合歯みがき剤	フッ化物（モノフルオロリン酸ナトリウム・フッ化ナトリウム・フッ化第一スズ）を配合する歯磨剤。幼児から高齢者まで生涯を通じて家庭で利用できる身近なフッ化物応用で、日常的に適量のフッ化物配合歯みがき剤を使うことにより、口腔内にフッ化物を供給しむし歯を予防する。予防効果を十分に発揮させるためには、適正量の歯磨剤を用いて、歯磨き後のうがいには10～15mlの水で1回うがいをし、その後1～2時間は飲食を控えるようにする。
フレイル	『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。（『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）より）
ヘルスロード	県民の健康づくりの実践活動を支援するとともに、運動習慣定着を目指し、「身近なところで気軽に歩いて、新たな発見と健康増進にチャレンジできる」を主な趣旨として、県民の公募により県が指定しているウォーキングに適した一般道のこと。
マウスガード	スポーツ時の歯や口の怪我を予防するために、口の中に装着するもの。マウスガードの着用がルールで義務付けられているのは、ボクシング、キックボクシング、空手（一部団体）、格闘技（K-1、修斗）、アメリカンフットボール、アイスホッケー、ラクロス、ラグビー（中学生、高校生）など。
メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。
要支援者	家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態の者。
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。幼少期からの生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態にも大きな影響を与え、高齢期に至るまで健康を保持するには、高齢者の健康を支えるだけでなく、若い世代からの取組が重要という考え方。
立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン。 都市再生特別措置法に基づき、民間の都市機能や居住を効率的に誘導し、まちなか居住を促進するなど、買い物や医療、福祉等の生活サービス機能が集積した密度の高いまちづくりを推進する計画であり、中心拠点と各地域が公共交通等で連携し、徒歩でも移動可能なコンパクトなまちづくりを目指す。
ロコモティブシンドローム	立ったり歩いたりする身体能力が低下した状態を指し、進行すると、将来要介護や寝たきりになってしまう可能性がある。
ワーク・ライフ・バランス	一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家族や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることを指す。

6【施策の項目】県取組担当課

章 節 項	施策の項目	担当課
1 生活習慣の改善		
1 栄養・食生活		
	1 適正な量と質の食事を摂取するための県民意識の向上	健康推進課
	2 県民が適切な量と質の食事を摂取できるようになるための環境整備の推進	健康推進課、生活衛生課
2 身体活動・運動		
	1 次世代を含む運動習慣の定着促進	スポーツ推進課、健康推進課、長寿福祉課、保健体育課
	2 身体活動量を増やしたくなる環境の整備	県北振興局、スポーツ推進課、保健体育課
3 飲酒		
	1 適正飲酒に関する普及啓発	障害福祉課
	2 20歳未満の者や妊産婦に対する教育等の推進	少子化対策課、青少年家庭課、保健体育課
4 喫煙		
	1 たばこの健康リスクに関する知識の普及と禁煙支援	健康推進課
	2 20歳未満の者の喫煙防止及び妊産婦の禁煙の推進	少子化対策課、青少年家庭課、保健体育課
	3 受動喫煙防止対策の推進	健康推進課
5 休養		
	1 休養・睡眠の重要性に関する普及啓発	健康推進課
	2 休養・睡眠時間の確保ができる環境整備	少子化対策課、労働政策課
2 生活習慣病の発症予防・重症化予防		
1 健康管理		
	1 健康維持のための知識の普及啓発	健康推進課、保健体育課
	2 特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上	保健政策課、健康推進課
	3 保健医療と福祉が連携した介護予防事業の推進	保健政策課、健康推進課、長寿福祉課
2 疾病		
1 脳卒中・心血管疾患		
	1 脳卒中・心血管疾患の発症及び重症化予防	健康推進課
	2 初期症状の知識の普及と発症後の早期受診の啓発	健康推進課
	3 発症後も医療や介護・福祉サービス等必要な支援が受けられる体制整備	健康推進課
2 糖尿病		
	1 糖尿病に対する正しい知識の普及啓発	健康推進課
	2 関係者と連携した重症化予防対策の推進	健康推進課
3 がん		
	1 がんに対する正しい知識の普及啓発	健康推進課
	2 がん検診等による早期発見の推進	健康推進課
	3 がん患者の就労支援	健康推進課
4 慢性閉塞性肺疾患（COPD）		
	1 COPDに関する普及啓発	健康推進課
	2 COPDの発症予防及び重症化予防対策の推進	健康推進課

章 節 項	施策の項目	担当課
3 歯科口腔保健の推進		
1 歯科疾患の予防		
1 乳幼児期（0～5歳）		
	1 口腔清掃習慣の定着促進	健康推進課、少子化対策課
	2 フッ化物応用の推進	健康推進課
2 学齢期（6～17歳）		
	1 フッ化物応用の推進	保健体育課
	2 歯肉炎予防に関する知識の普及	保健体育課
	3 歯と口腔の健康づくりに対する意識の向上	保健体育課
3 成人期（18～64歳）※妊産婦期を含む		
	1 フッ化物応用の推進	健康推進課
	2 歯周病等の予防に関する知識の普及と取組の推進	健康推進課
	3 妊産婦に対するむし歯・歯周病予防に関する知識の普及と取組の推進	健康推進課、少子化対策課
4 高齢期（65歳～）		
	1 フッ化物応用の推進	健康推進課
	2 定期的な歯科検診の受診勧奨	健康推進課
2 口腔機能の獲得・維持・向上		
1 乳幼児期から学齢期		
	1 口腔機能の獲得等に関する知識の普及	健康推進課、子ども未来課
2 成人期から高齢期		
	1 口腔機能低下の予防	健康推進課、長寿福祉課
3 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健		
	1 障害者（児）や要介護高齢者等に対する歯科口腔保健に関する知識の普及と取組の推進	健康推進課、長寿福祉課、障害福祉課
4 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備		
	1 歯科口腔保健を担う者を中心とした、関係機関等との連携及び協力の推進	健康推進課
	2 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成	健康推進課
	3 大規模災害時の避難所等での口腔管理に関する知識の普及	健康推進課
4 食育の推進		
1 家庭における食育の推進		
	1 家庭における望ましい食習慣や知識の習得	健康推進課、少子化対策課、生涯学習課、義務教育課、特別支援教育課、保健体育課
	2 事業所等と連携した家庭で共食ができる環境の整備	健康推進課、労働政策課
2 学校、保育所等における食育の推進		
	1 就学前の子どもに対する食育の推進	子ども未来課、義務教育課
	2 学校における食に関する指導の充実	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課
	3 食育を通じた健康状態の向上	健康推進課、保健体育課
3 地域における食育の推進		
	1 地域における共食の推進	健康推進課、青少年家庭課
	2 幅広い世代への生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発	健康推進課
	3 専門的知識を有する人材の養成・活用	健康推進課
	4 関係者と連携した地域における食育推進のための環境整備	健康推進課

章 節 項	施策の項目	担当課
4 食育推進運動の展開		
	1 食育に関する県民の理解促進	健康推進課
	2 食育を推進するボランティア等の地区組織活動促進	健康推進課
	3 関係者との連携・協働体制の確立	健康推進課
5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等		
	1 農林漁業者等による食育と都市農村交流の推進	漁政課、農村計画課、保健体育課
	2 生産者と消費者の信頼関係の構築・地産地消の取組の推進	販売流通課、畜産課、漁政課、保健体育課
	3 食品ロス削減を目指した取組の推進	資源循環推進課
	4 環境に配慮した農林漁業の普及啓発及び消費の推進	生活文化課、環境政策課、農業政策課、畜産課、義務教育課
6 食文化の継承のための活動への支援等		
	1 郷土料理や伝統食材等に対する理解の促進	生活文化課、保健体育課
	2 ボランティア活動等における食文化の継承推進	健康推進課
7 食品の安全性の確保及び情報の提供		
	1 食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーション推進	生活衛生課
	2 食品に関する正確な情報の提供	生活衛生課
	3 食品の安全性に関する知識の普及啓発	生活衛生課、保健体育課
5 健康を支え、守るための社会環境の整備		
1 社会とのつながり・こころの健康		
	1 健康・生きがいづくり活動の推進	長寿福祉課
	2 ボランティア団体等の活動支援	健康推進課、長寿福祉課
	3 メンタルヘルス対策の推進	障害福祉課、少子化対策課、精神保健福祉センター、労働政策課
	4 自殺対策の充実	障害福祉課
2 健康づくり支援（体制・環境整備）		
	1 企業等における自主的な健康づくり活動の推進	保健政策課、健康推進課
	2 健康まちづくりの推進	スポーツ推進課、健康推進課、都市計画課
	3 保健・医療に関する情報提供等の体制整備	医療政策課、薬務課
	4 各種計画に基づく事業実施の推進	保健政策課、健康推進課
3 健康管理支援（人材育成）		
	1 ボランティア等の育成	健康推進課、長寿福祉課
	2 かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師を持つことの普及啓発	医療政策課、薬務課
	3 保健・医療従事者の確保と資質向上	保健政策課、健康推進課、障害福祉課、少子化対策課

健康いばらき推進協議会設置要項

(趣旨)

第1条 健康いばらき21プラン（以下「プラン」という。）に基づき、各関係者が連携して健康づくり事業に取り組み、全ての県民が健康で明るく元気にくらす社会の実現を図ることを目的として、健康いばらき推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について検討し、県民の健康づくりを推進する。

- (1) プランの進行管理、進捗状況評価及び見直しに関すること。
- (2) プランに基づく県民運動の推進に関すること。
- (3) プランに基づく情報提供など支援機能の充実に関すること。
- (4) 第6条第2項に基づく各部会からの報告事項に関すること。
- (5) その他県民の健康づくりを図るために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の変更が生じた場合、後任委員の任期はその残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名をおく。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、協議会委員の互選により選任する。

(会議の招集)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長を務める。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(部会の設置)

第6条 協議会のもとに、次の各号に掲げる部会を置き、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

- (1) 食育推進部会
- (2) 運動習慣定着促進検討部会
- (3) 8020・6424運動推進部会
- (4) 茨城県健康研究検討部会

- 2 各部会は、必要に応じて、検討結果等を協議会に報告する。
- 3 各部会の設置及び運営に関する必要事項については、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、茨城県保健医療部健康推進課において行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- この要項は、平成13年7月16日から施行する。
- 健康いばらき推進会議設置要項は、廃止する。
- この要項は、平成15年9月19日から施行する。
- この要項は、平成18年2月1日から施行する。
- この要項は、平成19年9月4日から施行する。
- この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- この要項は、平成22年6月22日から施行する。
- この要項は、平成31年1月31日から施行する。
- この要項は、令和2年1月21日から施行する。
- この要項は、令和2年6月25日から施行する。
- この要項は、令和4年1月26日から施行する。
- この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- この要項は、令和4年10月14日から施行する。
- この要項は、令和5年5月1日から施行する。

(別 表)

健康いばらき推進協議会 構成団体等

区 分		団 体 名
推 進 (7団体)	学校での取り組み	茨城県学校長会
	市町村事業への参加及び取り組み	茨城県老人クラブ連合会 茨城県食生活改善推進団体連絡協議会
	経営者、労働者、各産業従事者への取り組み	茨城労働局労働基準部 茨城産業会議 健康保険組合連合会茨城連合会 全国健康保険協会茨城支部
支 援 (8団体)	正しい知識の情報発信の協力	(一社) 茨城県医師会 (公社) 茨城県歯科医師会 (公社) 茨城県薬剤師会 (公社) 茨城県看護協会 (公社) 茨城県栄養士会 茨城県市町村保健師連絡協議会 NPO法人日本健康運動指導士会茨城県支部
	情報発信媒体	(株) 茨城新聞社
評 価 (学識経験者) (2名)		獨協医科大学 筑波大学

【健康いばらき推進協議会 委員名簿】

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	茨城県学校長会	会長	志賀 正章	
2	(公財) 茨城県老人クラブ連合会	会長	坂本 鉄夫	
3	茨城県食生活改善推進員協議会	会長	真家 栄子	
4	茨城労働局労働基準部	健康安全課長	土田 容子	
5	茨城産業会議	茨城県商工会連合会事務局長	住谷 則男	
6	健康保険組合連合会茨城連合会	常任理事兼事務局長	鈴木 俊彦	
7	全国健康保険協会茨城支部	支部長	木城 洋	令和5年10月1日～ 内田 善明
8	(一社) 茨城県医師会	会長	鈴木 邦彦	会長
9	(公社) 茨城県歯科医師会	会長	榑 正幸	
10	(公社) 茨城県薬剤師会	副会長	西野 郁郎	
11	(公社) 茨城県看護協会	専務理事	中島 貞子	
12	(公社) 茨城県栄養士会	会長	石川 祐一	
13	茨城県市町村保健師連絡協議会	幹事	岡崎 直美	
14	NPO法人日本健康運動指導士会 茨城県支部	副支部長	工藤 千香子	
15	(株) 茨城新聞社編集局	編集局編集総務	山本 和朗	
16	獨協医科大学	教授	西連地 利己	
17	筑波大学	教授	山岸 良匡	副会長
顧問	茨城県立健康プラザ	管理者	大田 仁史	
オブザーバー	茨城県保健所長会	所長	入江 ふじこ	

【健康いばらき推進協議会改訂作業部会 委員名簿】

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	全国健康保険協会茨城支部	支部長	木城 洋	令和5年10月1日～ 内田 善明
2	(一社) 茨城県医師会	会長	鈴木 邦彦	会長
3	(公社) 茨城県歯科医師会	会長	榑 正幸	
4	(公社) 茨城県薬剤師会	副会長	西野 郁郎	
5	(公社) 茨城県看護協会	専務理事	中島 貞子	
6	(公社) 茨城県栄養士会	会長	石川 祐一	
7	茨城県市町村保健師連絡協議会	幹事	岡崎 直美	
8	茨城県食生活改善推進員協議会	会長	真家 栄子	
9	獨協医科大学 (学識経験者)	教授	西連地 利己	
10	筑波大学 (学識経験者)	教授	山岸 良匡	副会長

【健康いばらき推進協議会食育推進部会 委員名簿】

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	茨城キリスト教大学	生活科学部食物健康科学科准教授	小西 優子	会長
2	(公社)茨城県栄養士会	会長	石川 祐一	副会長
3	茨城県食生活改善推進員協議会	会長	真家 栄子	
4	茨城県司厨士協会	会長	野澤 康雄	
5	(公社)茨城県食品衛生協会	専務理事兼事務局長	松本 徹	
6	いばらきコープ生活協同組合	総合企画管掌 執行役員	松尾 掌	
7	茨城県農業協同組合中央会	農政・地域対策部 次長	櫻井 美穂	
8	茨城県保育協議会	副会長	館野 清子	
9	茨城県高等学校教育研究会家庭部	副部長	萩原 明子	
10	茨城県学校栄養士協議会	会長	山本 智香	
11	ひたちなか市	健康推進課長	大谷 宏	

【健康いばらき推進協議会運動習慣定着促進検討部会 委員名簿】

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	(一社)茨城県医師会	茨城県医師会理事	淀縄 聡	
2	茨城県食生活改善推進員協議会	会長	真家 栄子	
3	NPO法人茨城県ウオーキング協会	会長	深見 博	
4	全国健康保険協会茨城支部	企画総務グループ長	成瀬 学	
5	日立市	保健福祉部長	大窪 啓一	令和5年7月1日～ 松本 正生
6	株式会社THF筑波大学	代表取締役名誉教授	田中 喜代次	会長
7	流通経済大学	スポーツ健康科学部教授	大槻 毅	
オブザーバー			小松崎 進	
相談役	県立健康プラザ	管理者	大田 仁史	

【健康いばらき推進協議会8020・6424運動推進部会 委員名簿】

	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	(公社) 茨城県歯科医師会	会長	榑 正幸	会長
2	(公社) 茨城県歯科医師会	地域保健委員会委員長	土屋 雄一	
3	(一社) 茨城県医師会	常任理事	佐々木 栄一	
4	(公社) 茨城県歯科衛生士会	会長	岩村 昌子	
5	(公社) 茨城県歯科技工士会	会長	瀬谷 公子	
6	(公社) 茨城県栄養士会	会長	石川 祐一	
7	茨城県食生活改善推進員協議会	会長	真家 栄子	
8	茨城産業保健総合支援センター	所長	諸岡 信裕	
9	健康保険組合連合会茨城連合会	常任理事	鈴木 俊彦	
10	茨城県保育協議会	会長	工藤 義人	
11	(一社) 茨城県老人福祉施設協議会	副会長	小林 正典	
12	国立大学法人 東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 健康推進歯学分野	教授	相田 潤	
13	茨城県市町村保健師連絡協議会	教育委員	石井 幸恵	
14	茨城県教育庁学校教育部保健体育課	課長	清水 秀一	

■第4次健康いばらき21プラン策定経過

年 月 日	経 過 等
令和5（2023）年	
5月16日	第1回次期健康いばらき21プラン策定に係る検討会（県庁関係課等） ・第4次プランの概要、策定スケジュール等について
5月23日	第1回健康いばらき推進協議会 ・第4次プランの基本方針、枠組み等の検討
6月23日	第1回健康いばらき推進協議会 改定作業部会 ・第4次プランの骨子の検討
6月27日	第1回健康いばらき推進協議会 食育推進部会 ・栄養・食生活及び食育の推進に関する骨子の検討
6月28日	第1回健康いばらき推進協議会 運動習慣定着促進検討部会 ・身体活動・運動に関する骨子の検討
6月29日	第1回健康いばらき推進協議会 8020・6424 運動推進部会 ・歯科口腔保健の推進に関する骨子の検討
7月28日	第2回次期健康いばらき21プラン策定に係る検討会（県庁関係課等） ・第4次プランの原案、目標指標について
8月29日	令和5年度第1回茨城県医療審議会への報告
10月11日	第2回健康いばらき推進協議会 8020・6424 運動推進部会 ・歯科口腔保健の推進に関する素案、目標指標の検討
10月12日	第2回健康いばらき推進協議会 食育推進部会 ・栄養・食生活及び食育の推進に関する素案、目標指標の検討
10月20日	第2回健康いばらき推進協議会 運動習慣定着促進検討部会 ・身体活動・運動に関する素案、目標指標の検討
10月27日	第2回健康いばらき推進協議会 改定作業部会 ・第4次プランの素案、目標指標の検討
11月28日	第2回健康いばらき推進協議会 ・第4次プランの素案、目標指標の検討
令和6（2024）年	
2月5日 ～26日	パブリックコメントの実施
3月	健康いばらき推進協議会、食育推進部会、運動習慣定着促進部会及び8020・6424 運動推進部会合同会議（書面開催） ・第4次プランの最終案検討
3月25日	令和5年度第3回茨城県医療審議会への報告
3月28日	庁議により決定



茨城県

茨城県保健医療部健康推進課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 : 029 (301) 3229

F A X : 029 (301) 3318